

第 80 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年 6 月 7 日（水） 9：55～12：00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専 門 委 員】

三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員）

【審議協力者（有識者）】

橋本 明彦（全国遠洋沖合漁業信用基金協会専務理事）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：窪田課長ほか

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 海面漁業生産統計調査の変更について

5 概 要

- 5 月 25 日に開催された第 122 回統計委員会において諮問された海面漁業生産統計調査の変更について、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモのうち、「調査対象の範囲の変更」から「未諮問基幹統計の確認審議における指摘事項」まで、一通りの審議を行った結果、調査実施者において再確認・整理の上で次回部会において改めて審議することとされた「集計事項の変更」を除き、変更内容についてはおおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（１）調査対象の範囲の変更

- ・ 調査対象とする「海面」に追加する 2 湖沼（能取湖及び温根沼）は、これまで内水面

漁業生産統計調査で把握されていたものが、本調査で把握されるということか。それとも本調査の対象範囲が拡大するというのか。

また、対象範囲が拡大することにより、結果数値に変動が生じ、統計利用に当たり、データの接続性の面で支障が生じることはないのか。

→ これまで、内水面漁業生産統計調査の対象としていた湖沼を、本調査の対象範囲とするものであり、同調査の結果から見て、2湖沼を対象範囲に加えても本調査の結果数値が大きく変動することはないと考えている。

→ 海面漁業生産統計調査よりも、もともと規模の小さい内水面漁業生産統計調査への影響の方が大きいように思える。その接続性についてはどうか。

→ 統計調査の結果提供に当たっては、定義や調査対象範囲の変更があった場合、結果提供時にその旨を付記することとされており、本調査、内水面漁業生産統計調査の双方において、注記されるものと考えている。

→ データ提供に当たっては、注記する予定である。

- ・ 調査対象範囲の変更については、結果提供に当たって、必要な情報提供が行なわれることを前提に、特に問題はないものと整理したい。

（２）調査事項の変更（稼働量調査の廃止）

- ・ 沿岸まぐろはえ縄、ひき縄及び大型定置網の結果については、行政上の利活用が低くなったとのことだが、ホームページへのアクセス件数等、外部利用も低かったのか。

→ ホームページにおけるアクセス件数については、本調査全体のアクセス件数しか確認できなかったが、稼働量調査の結果についての照会は皆無という状況である。

- ・ 漁獲成績報告書を活用できなかった、かつお・まぐろ類に係る４業種についてのみ稼働量調査の対象としてきたとのことであるが、WCPFC^{（注）}の管理が漁獲量管理に移行したこと、漁獲成績報告書を含む承認制等の強化により稼働量調査を廃止しても国際管理の面で支障が生じることはない。また、漁獲成績報告書を始めとする各種報告等の対象が拡大されていることから、稼働量調査を廃止し、報告者負担の軽減を図っても支障はないものとする。

→ 漁業就業者が減少していることに伴い、漁獲努力量的なデータを把握する観点からは、稼働量調査は重要であるが、調査対象が４漁業種類に限られているため、調査結果の利用範囲は限定的であると考えられる。

- ・ 稼働量調査の廃止については、利活用上の支障も認められず、報告者負担軽減の観点からも、適当と整理したい。

（注）「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」に基づき設置された中西部太平洋まぐろ類委員会

（３）調査方法の変更

- ・ オンライン調査の導入については、高齢の報告者も多いため、粘り強く進めていくこ

とが必要と考える。

→ オンライン調査については、報告者における回答方法の選択肢を増やし、回答しやすい環境を整備するという観点からの取組が重要である。

- ・ オンライン調査の導入に当たって、試験調査やアンケート調査を実施しているのか。また、漁協等の関係団体を通じて、オンライン回答への協力依頼や、周知を行うのか。

→ 事前に、試験調査やアンケート調査は実施していない。関係団体を通じた協力依頼・周知については、統計調査員を通じたパンフレット等の配布や、養殖業で1魚種しか養殖していない方など、比較的オンライン回答になじむ報告者を対象に、重点的な周知を行なうことを考えている。

→ オンライン調査の推進に当たっては、コストパフォーマンスも考慮して、効果的な取組を講じればよい。また、セキュリティの確保にも配慮が必要である。

→ 漁業センサスでは、コストやセキュリティにも配慮した、簡便なオンライン調査を導入している。そのような例も参考に取組を進めていただきたい。

- ・ オンライン調査の導入については、適当と整理したい。

(4) 調査事項の基準となる期間及び調査の周期の変更

- ・ 調査事項の基準となる期間等については、適当と整理したい。

(5) 集計事項の変更

ア 「市町村別集計」の廃止

- ・ 市町村別集計の廃止については、単なる集計事項の簡略化ではなく、調査方法も変更されるのではないか。現在は漁協の本所、支所ごとに調査票を複数枚作成しているが、見直し後は本所で一括して調査票を作成することになるのであれば、報告者数は縮減されることになるのではないか。

→ 報告者数については、本所・支所にかかわらず、漁協単位でカウントしているため、変動はない。

→ これまで本所、支所それぞれに調査していたものを本所のみで調査するよう調査方法を変更することとしているにもかかわらず、報告者数に変動がないというのは、理解できない。

→ 承認している調査計画では、報告者に支所まで含めているのかまで明確となっていない。今回の変更申請案においては、報告者数は減少しているものの、その理由は稼動量調査の廃止と、直近の調査実績を踏まえたものとされている。

- ・ 本所で一括して回答することにより、個票まで遡っても市町村別集計ができなくなるが、二次利用を含めた利活用に、支障等は生じないのか。

→ 個票レベルまで戻っても市町村別集計ができなくなるのは御指摘のとおりである。ただし、業務報告である漁港港勢調査の結果を活用すれば、本調査は属人統計、

同調査は属地統計という違いはあるものの、ある程度代替可能と考えている。

→ 例えば、銚子港は、属地的にみれば水揚量は多いものの、属人的には少ないという実態があり、基礎的データとして、本調査による市町村別集計の結果は重要である。

・ 千葉県の場合、地域によって漁業の特徴が大きく異なる。県において振興計画を作成する際には、地域の実情を踏まえて地域ごとの方針を作成する必要があるが、その際の重要な基礎データとして本調査の市町村別集計結果を利用している。また、種苗放流や魚礁設置の効果などの試験研究や地域振興においても、市町村別集計の結果を信頼性・公平性のある重要な情報として利用している。属地統計である漁港港勢調査の結果だけでは、県民である漁業者の生産の実態が把握できなくなるため、引き続き、本調査の市町村別集計結果を活用したいと考えている。

・ 地方における市町村別集計の利活用状況に係る説明資料をみると、利活用しているのは千葉県だけとなっているが、本当に他県では利活用されていないのか、疑問である。

→ 説明資料の別紙４では、「参考データ程度の利活用」も含めれば、半数程度の県において利活用されているということであり、「利活用が確認できない」としているところについても、全く利活用していないとまでは言い切れないのではないかと。本県においても、魚礁の設置などの漁場整備事業や種苗放流事業の結果の検証に当たって、市町村別集計のデータは非常に重要であるため、継続を強く要望したい。

→ 地方における利活用状況については、地方農政局を通じて各県から聞き取った結果であり、「利活用が確認できない」としているところは、明確に利活用していないとの回答があったと報告を受けているものもある。利活用していない理由としては、別途独自に把握している、あるいは、市町村別結果は該当する報告者数も少なく、秘匿の必要がある市町村も多くなるため使えないという事情もあるものと思われる。秘匿がないという点では、漁港ごとの水揚量を把握する漁港港勢調査の結果の方が、使い勝手がよいのではないかと考えている。

→ 漁港ごとに特徴が異なっており、水揚量と生産量という両面からみるのと同様に、漁港港勢調査結果と本調査の市町村別集計結果の両面からみた方が良いと考える。

→ 調査の効率化と利活用ニーズのバランスをどう取るかということだと考える。漁港港勢調査を含め、他の統計との役割分担を明確にした上で、市町村別集計については、他の統計に譲るという方法もあるのではないかと。

→ 再整理した上で、改めて説明したい。

イ 「特殊魚種別漁獲量」の集計の廃止

・ 海面養殖業収獲統計調査票に係る「種苗養殖販売量」と「投餌量」の集計と、廃止する計画の特殊魚種別漁獲量の「漁業向け活餌販売」及び「天然産増養殖向け種苗採捕量」の集計結果は、互いに接続しているものであり、一方だけ廃止するのはアンバ

ランスではないか。また、「しらすうなぎ」や「くじら類」等の海産ほ乳類については、時事的な項目でもあり、廃止して支障はないのか。

→ イルカやクジラの海産ほ乳類については、沿岸で捕獲されている捕獲頭数も少なく、外部からの問合せもない。また、しらすうなぎを含む「天然産増養殖向け種苗採捕量」については、特段の利活用が確認出来なかったこと、全体に占める割合は微々たるものであり、結果の変動もないことから、廃止しても問題ないと考えている。

→ この点についても再整理した上で、改めて説明願いたい。

(6) 前回答申における「今後の課題」への指摘事項について

- ・ 特に意見なし

(7) 未諮問基幹統計の確認審議における指摘事項への対応状況について

- ・ 特に意見なし

(8) 本調査と水産物流通調査（一般統計調査）の関係について

- ・ 本調査と別途実施されている水産物流通調査（一般統計調査）は、どのように役割分担されているのか。

→ 水産物流通調査は、主要な産地市場における卸売業者を対象とし、市場流通量を捉えている調査であり、本調査で漁獲量として把握されたものが、その後、市場にどのように流通されているのかを把握するものもある。

- ・ 本調査の対象が水揚機関となっており、水産物流通調査でも流通の入口である水揚機関を調査しているため、両調査で把握されているデータは、かなり近いものになるのではないか。

→ 水産物流通調査については、主要な漁港でのみ調査を行っているため、全国を網羅したものではないこと、また、その港で水揚げされた水産物が他の市場へ流れるケースもあることから、属地とも異なり、あくまで当該市場における取扱量のデータにとどまっている。

→ 当初、両調査のデータに重なりがあるのではないかと考えていたが、本調査がどこの漁協に所属する漁業生産者が何を捕っているかという情報を把握する唯一の調査であり、漁業政策や地域政策において非常に重要な統計であるということであれば、市町村別統計の廃止は利用上の影響が大きいので、慎重に考える必要がある。

6 次回予定

次回部会は、平成 30 年 6 月 21 日（木）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、6 月 29 日（金）に開催予定の第 123 回統計委員会

において、河井部会長から報告することとされた。

(以 上)